

子育てと両立支援の充実を目指す

社員が仕事と子育てを両立させることが出来、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和8年1月1日～令和10年12月31日までの2年間

2. 内容

目標1：・・・計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上とする。

女性職員・・・女性職員全体と有期雇用の女性社員それぞれについて、取得率

70%とする。

- ① 令和8年1月より、妊活の制度を周知し、この制度を利用しやすくする。
- ② 令和8年1月より、育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知
- ③ 令和8年1月より、法人と提携している託児所の利用を周知する（保育を優先とし、保育・育児規程による）